

平成21年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（12名）

1番	藤井俊雄	2番	竹下尚志
3番	加納義紀	4番	若杉優
5番	津留渉	6番	前田俊雄
7番	大久保妙子	8番	友廣英司
9番	江頭大助	10番	村山正美
11番	津口勝也	12番	後藤秀記

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（12名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	武末茂喜
企業長	川原康義	局長	白水満
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	佐伯久典	建設課長	磯田慶二
営業課長	山崎巖	営業課主幹	築地陽
工務課長	八尋正廣	浄水課長	石橋博

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	櫻井隆司	書記	山川誠治
書記	中島勝巳		

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第7号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第1号 平成20年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）

議案第2号 春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 春日那珂川水道企業団手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案

議案第7号 春日那珂川水道企業団監査委員の選任について

再開 13時00分

○津口議長 定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に2名の方から質問通告書が提出されております。

質問をお受けします。

10番村山議員。

○村山議員 10番、春日市選出の村山正美です。私は、議案第2号春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第3号春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、春日市及び那珂川町の直近の議会に提案される予定の春日那珂川水道企業団規約の変更について一般質問を行います。

水道企業団の議員定数の削減、議員報酬の引き下げと期末手当の廃止は、私は一日も早く実現すべきだと考えていましたので、今回の提案の内容については異論ありません。しかし、提案に至る経過は納得できるものではありません。行財政改革は、住民生活向上のために今後も引き続き取り組まなければならない課題ですので、執行部と議会が車の両輪のように、住民生活向上のための行財政改革に取り組めるよう、一般質問を行います。

水道企業団も地方公共団体ですから、地方自治法を根底に据えた運営がなされなければなりません。首長主義、大統領制がとられ、議会と執行機関の権限は明確に区分され、相互の牽制作用にある調和の上に民主的で公正な行政運営が期待されています。

執行者が審議機関である議員定数など、一方的に削減する議案を提出することを禁止する明文規定はありませんが、議員定数は議会みずからが決定するのが常識ではないでしょうか。春日那珂川水道企業団議会では、住民からの要求ではなく、議員みずからが定数問題などの協議を行ってきたのに、その協議の結果が気に入らないから、執行者の思いだけで議案を直ちに提案する今回の手法は拙速だったと私は考えますが、なぜこのような手法をとられたのですか、回答を求めます。

また、春日市長と那珂川町長に質問します。

お二人は企業団の顧問ですが、この問題で企業長にアドバイスされる機会はなかったのでしょうか、お答えください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○津口議長 企業長。

○川原企業長 ただいまの村山議員の質問にお答えさせていただきます。私の率直な気持ちを書いておりますので、申し上げますので、どうぞひとつお聞きいただきたいと思います。

確かに、今冒頭にごさいました地方自治のあり方については、この水道企業団といえども地方自治の本旨に基づいて運営されるべきであるということは、もう議員と同様でございます。

今回の問題につきましては、私どもは12月8日に議会運営委員会におきまして、御承知のとおり議員報酬につきましては、他の団体の状況、実態等もお示しし、そして行財政運営の対象として、議会においてその協議を進めてほしいという、そういう前向きな気持ちから資料も用意し、いつ何どきでも御要望があれば提出するという事で対応してまいりました。

その思いは、私と議会側との思いというのは、なかなか伝わりにくく、この思いが私たち執行部が12月8日から、その間いろいろと要求等もあるだろうというふうに機を見ておったわけでございますけれども、その機を逸したような次第でございまして、その判断から、もういよいよ議会も差し迫ってまいりましたので、今回議案を提出させていただいた次第でございます。

そのタイミングや方法につきましては、いろんな意見もあるだろうと、そしてまた私たち自身がその手法について、今御指摘がありました方法として、本当に正当であったのかということを見てもみますと、私なりにその反省はいたしておるところでございます。昨年末からの議会運営委員会、あるいは全員協議会での私の思いは、結果的には伝わらず、非常に残念であったわけでございます。しかしながら、皆様御存じのとおり、水道料金の収入減は昨年、一昨年からもう続いておりまして、本年度も大変大きな収入減が起こってくるだろうというふうに予測しております。この行財政を、改革を今やらねばというそういういちずな思いでございました。

本来、一般的な方法といたしますと、その手法が最上の方策であったかどうかということについては、それが最上の方策であったかというのは疑問を持っておるところでございますけれども、御存じのとおり、先ほど申しましたように3年続けて前年度の水道料金収入が減になっておりまして、とりわけことしは、先ほど私の議案提案のときに申し上げましたように、6,400万円に及ぶマイナスとなっております。決算見込みでありますけれども、このような事情がございまして、最近の財政状況を考えますと、まだまだ平成21年もこの状況が続くということを思いたしますと、今後のこの水道企業団経営のあり方について、この改革をどうしても実施していかなければならないという、そういう思いに至ったわけでございます。

改革を続けていくに当たりましては、今申し上げましたように、私自身の思いも含め、そして皆様方からの強い御批判も受けながら、今後はこのような指摘を十分踏まえまして、議会に対しましても情報を共有するとともに、ともに論議し合い、そして共通の認識を持ちながら、健全な水道事業運営について、今後も実施、推進してまいりたいという思いでございます。こういう思いでございますので、どうぞ、今村山議員御質問がありましたように、御賢察をいただけたらというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○津口議長 井上顧問。

○井上顧問 企業団の行財政改革についての御質問でございます。今回の定数削減の提案について、顧問の立場でどのような指導をしたかとお尋ねにお答えいたします。

昨今の厳しい状況下にあつて、地方公共団体は最優先の課題として財政の健全化を掲げ、種々の行財政改革に取り組んでいることは周知のとおりでございます。企業団においても、市民生活に大きな影響を与える水道料金の抑制を図り、あわせて水道事業の健全な経営を維持するためには、この行政改革は先送りできない問題であると理解し、当然実施段階に来ていると認識しているところです。

もちろん、この問題を検討するに当たりましては、議員定数に限らず、報酬を含めて検討いたしました。近隣団体のみならず、全国の水道企業団の実態、そして加えて一部事務組合、いわゆる消防組合などの一般の一部事務組合の実態調査の結果から、いずれも全国的に見て最も高い水準にあることなどを考慮いたしますと、この問題に関しましては議員の皆様も再認識していただけるものと考えたものでございます。

折しも春日市において、先般、筑慈苑施設組合の議員定数に関してでございますが、議員定数1名減の規約改正を提案させていただき、その結果、全議員の同意を得て可決され、本年4月1日からの施行の運びとなったことは御存じのとおりでございます。

こうした事情を踏まえ、今回行財政改革をさらに推進する意味から、企業長並びに両顧問協議の上、この提案をさせていただいたものでございます。

○津口議長 続きまして、武末顧問。

○武末顧問 先ほどの村山議員の質問に対しましてお答えをしたいと思います。

いわゆる行財政改革につきましては、執行部におきましても、顧問におきましても、議員におきましても避けて通れない、そういう部分については共通認識ではないかと、このように思っております。

ただ、先ほどから企業長が申しましたように、その手法、それからタイミング等について、若干の反省の弁もございました。これについては、率直に認められましたので、その

ように考えております。

ただ、この時期に、今回の提案しとります内容については、私は必要ではないかと、今思っております。ですから、アドバイスというものにつきましては、直接的なものはいたしておりませんが、ただこの議員定数あるいはこの報酬につきましては、いずれの場合におきましても御審議いただき、そして可決の運びになるということが一番望ましいのではないかと、そのように現時点では思っておるところでございます。

以上でございます。

○津口議長 村山議員。

○村山議員 10番村山です。まず、両顧問の御答弁でございますが、もともと私の質問自体は、この提案されてる中身については当初述べたように、もともと私自身がそうあるべきだと考えていたもので、異論はないということを表明しました。

ただ、提案の仕方、手法、ここの問題を提起してるわけなんですけど、先ほど井上顧問がおっしゃられた筑慈苑の関係は、私の記憶では、筑慈苑議会の中で提起がなされ、そしてそれぞれ筑慈苑に出ている議員さんは選出母体の議会に持ち帰られて、議会としてもこういう提起があつてどうしようかという投げかけ、問いかけなどもなされて、そしてそれはやむを得ないだろうという合意を見て、そして筑慈苑に選出されている議員さんが筑慈苑議会の中にその回答をお持ち帰りいただいて、全会一致でというそういう手法を踏まれたんです。

そういう点と今回のこの企業団のやり方、こういったものを見たときに、今筑慈苑の話が出ましたので、そういう経験を持たれる顧問がもっと上手だと申しますか、外から見れば対立みたいにとらえられるような事態を生まないようにアドバイスが欲しかったなというふうに思ったから質問したわけでございます。

いずれにしても、今後もよりよい水道事業を住民の生活向上の立場で取り組んでいくためには、やっぱり引き続きこの行財政改革というのは重要な事項でございます。そういう点では、今後とも顧問としての積極的な、またそしてみんながなるほどと思えるような御援助をぜひ企業団になさっていただきたいなということを要望しておきます。

企業長に対してですが、最上の策ではなかったという思いと反省の弁も述べられました。先ほど井上顧問のほうから筑慈苑の問題も出されましたが、議員の定数、期末手当、報酬、こういったものを私自身は随分前から、これは改めなければならないなという認識を持っておりました。3年前ぐらい、4年ぐらいになりますか、春日市議会の中で、予算編成はやったけれども、執行過程の中でさらに経費を3%節減をしなければ乗り切れないということで、市長自身が予算執行に当たっての留意点で内部的におろされた、これを受

けて市議会でも、じゃあ議会経費3%節減という、そういう立場でやっぱり協働して頑張るべきじゃないかというような過程から論議が始まって、私自身は定数削減ではなく、報酬引き下げで3%を捻出したらどうかという主張もしましたけれども、いずれにしてもそういう経過のもとで定数を2名減らして、春日市議会はその定数削減をして、選挙を行って、そしてなおかつ筑慈苑へ大野、太宰府が加入のときに、議会が余りにも肥大化し過ぎるということで、議員定数削減の問題が出てきました。これについても先ほど言ったような経過で、議会全体がそういう認識を持ってきたわけでありまして。そういう上に立って、改めて春日市選出の水道企業団の6名が、やっぱり定数の削減をしよう、期末手当はやっぱり直ちに廃止すべきじゃないか、議員報酬についてはやっぱり額はどういう額か明示を、私たち自身もするものをまだ持たないけれども、これも考え直さなきゃならないのではないかということで、那珂川町選出の議員さんと協議をして、そういう方向にぜひ進めていこうじゃないかという努力をしてきたところでございます。

私自身、平成3年5月からこの水道企業団の議員として席を置かせていただいておりますが、昨日議会傍聴をなさった新聞記者の方が、随分丁寧な、立派な議案の説明でしたねという感想を述べられました。顧みますと、平成3年からこの議会に出てきて、正直言って議会の議事録をつくるに値しないような、本当にお恥ずかしいような議会運営があった、これはやっぱり改めなければならんということで、執行部側の答弁のあり方に対しては企業長に内部研さんを要求すると同時に、企業団議会の議員の皆さんとともに、こういう会議のあり方っていうのは、やっぱり議事録をつくってもおかしくないような運営をしていこうじゃないかというような協議をしながら、今日記者の方の御感想をいただくような議会に成長してきたと思うんです。

それから、一般質問についても、以前はその他という項目の中でルールのないまま物を言う、こういった状態でしたので、これについてもきちんと執行部とも協議をしながら、一般質問のルールをつくる、また運営に当たっては議会運営委員会でさばいていく、そういう改革をやってきたんです。そのときは、今回のような手法じゃなくて、やっぱり内部的に認識がきちっと一致できるまで、繰り返し問題提起をし、そして執行部の側にも議会はこう考えてる、そういったものをお伝えしながら、双方納得の上で、改革っていうのは本当にいいものをつくろうと思えば、やっぱりそこまでお互い情報を提供し合い、共有し合って、認識を統一させてやってこそ、初めていわゆる執行者と議会が車の両輪のように、行政の質を高めていくことができると思うんです。そういう点をよく踏まえて、反省の弁もございましたので、今後とも住民生活向上に資する水道運営、企業団運営を進めていただきたいと、このことを強く要望しておきたいと思っております。

以上で終わります。

○津口議長 これです村山議員の一般質問は終わりました。

続いて、9番江頭議員。

○江頭議員 9番、那珂川町議会選出の江頭大助でございます。通告どおり質問をいたします。

本会議におきまして、執行部より行政改革案が提出されましたが、この議案をめぐって、1月31日付の西日本新聞に掲載されました内容によりますと、執行部と議会が対立しているとのことでありました。審議自体まだなされていない状況の中、対立という状況を新聞社がどのような状態で把握したのか、また新聞社への連絡方法をどのようにされたのか、まずお尋ねいたします。

今回の執行部提案の議案であります議会への改革案につきましては、昨日説明を受けたわけでございますが、議会みずから改革へ向け審議している中でありまして、議会の審議を無視した提案ともとれますが、なぜこの提案が今なのか、経過も含めて改革案の真意をお尋ねいたします。

また、企業団内部の行財政改革につきましては、先日の全員協議会で説明がありましたが、改革内容及びスケジュールについて具体性に欠け、あれがすべてなのか、またいつの時点でさらに具体的な、細かな改革案が出るのか、お尋ねいたします。

次に、今回の提案以外に議員定数削減案が春日市、那珂川町双方の議会に提出されると聞き及んでおります。今回の情報案に関しまして企業団議会として審議をしている最中に、急遽の提出となっておりますが、企業団及び企業団議会に対し、春日市長、那珂川町長の両顧問がどのようにお考えになられたのか、またどのように対応されたのか、それぞれにお尋ねいたします。

次に、今回の経過を踏まえ、議会改革の趣旨を12月8日の議運で初めて執行部から示され、議会としても2回の全員協議会を開催し、議論をしてみましたが、今回の議案提出は議会の審議を無視した執行部よりの一方的な改革案だと考えられます。本来なら、早い時期に議会側の議長及び副議長に対し、何らかの打診ぐらいはあって当然だと考えます。突然の提案でありまして、議会軽視だという意見も出たわけでございますが、私も全くそのとおりだと思います。そのことについての執行部の見解を求めます。

以上、それぞれの方に御答弁をお願いいたします。

○津口議長 白水局長。

○白水局長 新聞社への連絡方法についての御質問にお答えいたします。

12人の議員さん方への議案を配付いたしまして、その後記者発表をしたいということか

ら、新聞社のほうへ電話で連絡をいたし、翌日午後実施いたしました。その際、お見えになった新聞社さんは1社でございまして、他の新聞社さんへは持参が2社、残り1社はファクスで送付いたしました。

以上でございます。

○津口議長 企業長。

○川原企業長 ただいまの江頭議員の質問にお答えいたします。

この新聞社の件につきましては、今局長がお答えしたとおりでございまして、今度の大きな目玉となっておりますのは、御存じのとおり料金改定の料金の制度改正に伴う水道料金の改正でございまして、これは前回のとおりに、前回は14年だと思っておりますが、14年前に新聞社に、これは住民に直結することであるということで趣旨の説明をし、新聞に各4社だったと思っておりますが、出ておりました。今回もそれをするというお約束をしてたわけでございますが、それとあわせて、今回のこの議員報酬提出についての問題もあわせて、報道をさせていただいた次第でございます。

だから、いつこういうのを出したかということは今局長が申し上げましたとおりでありまして、いわゆるなぜ改革案が今出されたのかということにつきましては、先ほど村山議員の質問に対する答弁を申し上げたとおりでございまして、私たちは12月8日から今日まで、いろいろと提案があるだろうというふうに思っておりましたけれども、時期が逼迫して検討の時間がなかったとおっしゃったのは、議会側としてそういうことだったんだろうと思っております。

しかしながら、我々が予算編成する中で、どうしてもやっぱりこれほど料金収入が落ち込んでいるという実態も十分認識しておりまして、さらに21年はこれを超えるのではないかという危機感もございまして、今が断行しなければいけないというような思いがありまして、これについては今先ほど御答弁申し上げましたとおり、我々の手法が果たして的確であったのか、あるいはタイミングとして良であったのか、これについては反省なきにしもあらずでございまして、反省しているところでございます。この問題については、そういうことでお答えをさせていただきたいと思っております。

それで、今申し上げましたように、今現時点においてはこれが我々のしてとったタイミングでございまして、これについての御批判は十分いただきました次第でございます。これが議会の軽視ではないかということについては、いろいろの見方もあると思っておりますけれども、私は議会の軽視したという思いはございません。しかしながら、反省すべきは反省するということを先ほど申しましたとおりでございまして、これについては御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○津口議長 武末顧問。

○武末顧問 顧問に対します御質問でございますので、私のほうからまず御回答させていただきたいと、このように思っております。

もう共通認識の部分につきましては、まずお話を再度させていただきますけれども、今日の厳しい財政状況におきましては、春日那珂川水道企業団においても行財政改革が必要だというのは先ほど申しましたとおりでございます。

それで、今回の定数の部分につきましては、それを具体的に申しますと、水道企業団のほうからそれぞれの議会に提案をしてほしいという申し出がございました。この財政状況を考えましたときに、今これをしなければならないのかどうか、私ども那珂川町の中でも分析をし、今後どうするかということを考えたところです。

まず、それを考えたときには、今までの行政実例がどうだったのかということも一つの参考とさせていただきます。過去のこのような一部事務組合からのこういう申し出があったときには、行政実例を見ましたときには、そのまま関係の自治体の中に出したという事例が過去にございました。これは、昭和39年の分でございます。また、先ほど言いましたように、タイミングとしては今が必要ではないかということも考えたところでございます。

それから、昨日の企業長の説明の中で、水道企業団の行革の元年という言い方をされました。これは事前にそういうふうな考え方というのは聞いておりましたので、行革元年という考え方につきましては、先ほど質問がございましたいわゆる定数の問題等というのでも、当然今回の議会の中でお示しされたわけでございますけれども、今後につきましても、いわゆる春日那珂川水道企業団自体が行革に行くんだということをお示しされたものと私も受けとめております。その一環として、今回の定数のものが議案として示されたんだと、このように理解もしております。先ほど村山議員も言われました内容につきましても、そういうものも含んでおりますので、私としてはそういうふうなお話をさせていただいて、答弁とさせていただきます。

○津口議長 井上顧問。

○井上顧問 私からもこの定数問題についてに限ってお答えをさせていただきたいと思っております。

今、武末顧問からお話があったとおりでございます。先ほど村山議員の御質問にもお答えいたしました。地方自治体も今非常に財政難に陥っておりますし、当企業団を見ましても、使用料が低下をして、いよいよ経営がこれから困難になってくるということが目に見

えてまいりました。そういう状況の中で、今やらなければならないという認識を3人が共有したわけでございます。ですから、報酬等につきましては、これは先ほど企業長からお話があったとおりでございますし、定員につきましても、実は先ほど筑慈苑組合議会のお話をさせていただきました。

春日市がかかわっておるこの一部事務組合につきましてお話しさせていただきますと、例えば春日市と大野城市と那珂川町で構成しております消防組合議会、これも各団体から3名ずつでございます。春日市と大野城市で運営しております春日大野城衛生施設組合議会、これも3名ずつでございます。先ほど話に上りました筑慈苑組合議会におきましては、今日まで2市1町、筑紫野市と春日市と筑前町で運営をしまして、定数は筑紫野市が4名、春日市と筑前町が3名、計10名なんです。この4月からそれぞれ1名減らしていこうということで、新規に加入される大野城市、太宰府市、ここも2名、4市1町で計11名なんです。筑紫野市が3名、残りの3市1町が8名なんです。そのことを御説明させていただければ、必ずこれは、良識のある議員の皆様方には御理解がいただけるというそういう判断のもとに、実は私どもも決心をしたわけでございますので、ぜひとも御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○津口議長 企業長。

○川原企業長 さきの、ただいまの江頭議員の質問の中で、行革プランはどうするんだというお話がございまして、お答えを申し上げておりませんでしたので、お答えをさせていただきます。

行革プランにつきましては、さきの全員協議会で私ども平成20年は行革元年の年だと位置づけまして、行革に取り組む具体的な内容とそれからプランニングをしたわけですが、これについては、これがすべてだというふうな思いはございません。まだこれからその内容については具体的な深めをしていただかなければならないだろうし、我々としてもまたそれにおこたえしなければならないだろうというふうに思います。

これにつきましては、今後の取り組みとして20年から24年間のプランニングをしましたので、このいわゆるスケジュールについては、この前も申し上げましたように、年度末においてその具体的な内容を評価し、そして次の年にわたる具体的なスケジュールと内容をまたさらに深めてまいるというふうな計画でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○津口議長 武末顧問。

○武末顧問 あえて私のほうから、今企業長が言われた分につきまして申し上げます。

いわゆる今後アクションプログラムというものをつくれるということでございますの

で、その分につきましては、顧問としましても強い視線で、その実際の実施計画を見守ってまいりたいと、あくまでも外科手術で今回されたわけですので、今後につきましても外科手術でやられるということでしょうから、その分についてはきっちり見守ってまいりたいと、このように思っています。

○津口議長 江頭議員。

○江頭議員 まず新聞社への連絡方法、このことから入りたいと思いますが、わざわざ新聞社に出向いていったということで、1社しか来られなかったと、4社に連絡して。4社に連絡して1社しか来られなかった。2社についてはわざわざ出向いてお話に行った、もう一社についてはファクスを送ったという回答やったですね。これ、こういうことを今までしたことがないんです。これはだれの指示で、ちょっといいですか、だれの指示でだれが行ったのか、どんな目的でどんな資料を新聞社に提供したのか、お尋ねしたいと思います。

次に、今回の行政改革は議員への改革提案が先やったわけです。これ12月8日に提案されたという回答でございましたが、12月8日の日は早速もう、議長、副議長に話をしないまま提案されたんです、議員の改革案っちゅうのを。その中で、企業団が先じゃないんかと、企業団が先といいますか、企業団の行政改革の中の一部として、議員の提案っていうのがあるんじゃないかという話があったんです。それで、第2回目の12月末、二十何日やったですか、このときの議運の中で、やっと企業団の改革案っちゅうのを示されたん。その企業団の改革案っていうのも、議運の中でこれ聞くんじゃないかと、やっぱり皆さんに聞いてもらいたいほうがいいんじゃないかということで、次の第1回目の全員協議会の中で、皆さんに企業団の改革っちゅうのを提案されたんです。ですから、議会の改革案っちゅうのは確かにメモでいただきました。メモで見ました。メモで見ましたけど、それはこの議運で話すべきことじゃないということで、すぐお返しをしました。

要は企業長、この行政改革元年、何回も私聞きました。執行部と議会が一体となって改革をやっていくんだと、議会を完全にこれ無視しとるんですよ。何の審議もやってないのが、やってないじゃないですか。12月8日に提案しましたと。何でそんなのを議運に提案するんですか。まず、自分たちの行革もないときに議員提案をした。例えば議員定数なんか、先ほど顧問がおっしゃったように3人で合意したんだと、合意したからやっぱり改革はやっていかにゃいかんという話をされましたけども、行政改革っちゅうのは一方的に執行部から提案するものなんですか。

次、行きます。

両顧問におかれましては、多少違った対応をされたと伺いましたが、本来なら執行部と議会が話がまとまらないと、話がまとまらないっちゅうか、そういう状況は認識されとっ

たと思います。先ほど村山議員の質問の中にもありましたけども、企業団の顧問として、やっぱり何らかの執行部と議会との間に入っていただいて、そういう話ができなかったのかなというのが私の意見でございます。

そういうことで、この行政改革ちゅう部分で、本当改革元年としてやられるのも結構なんですけど、やはりその話、議会に対する話ちゅうのは、やっぱり議長とか副議長に何らかの打診をされてからするのが私は筋だと思います。御意見を伺います。

○津口議長 白水局長。

○白水局長 新聞社への連絡方法についての再質問にお答えいたします。

まず1社には記者発表で、こちらのほうでいたしました。残りの3社のうちの2社につきまして、私どものほうから同じ、その1社にお配りしました資料を持参して、公平を期すために持っていきました。同じ内容でファクスもいたしました。

なぜかといいますと、これは市民生活に重要な料金体系、水道料金のことが15年ぶりに大幅な内容の改正がございます。そういうことから含めまして、広く周知したいという目的で、出かけていってお渡ししたという次第でございます。

だれの指示かと言われますが、15年前の料金体系の見直しのときも記者発表をいたしております。そういうことで、内部の判断で当然だろうということで行いました。

私と、それから料金担当の課長と総務課長、3人で参りました。先ほど言いましたように、広くこれを周知したいと、早い時期に周知したいというのがねらいでございます。

資料につきましては、料金関係、それから議会のほうの今回の行革に関する資料、もちろんこれは初めて表に出すようなものじゃなくて、それまでに全協の場でお示ししていたものとほとんど内容は一緒のものでございます。

以上でございます。

○津口議長 企業長。

○川原企業長 今までの経過については、先ほどからずっと、るる申し上げておりますが、12月8日の話を振り出しに戻すということもどうかとは思いますが、12月8日に……

(「何ですか、はっきり言っていたかないとわかりませんけども」と呼ぶ者あり)

12月8日の話は申し上げましたように、我々が議会と執行部をつなぐ間口といいますか、入り口は何といても議会運営委員会でございますので、議会運営委員会の委員長である江頭議員に御相談を申し上げまして、そして議会運営委員会の中で提案を、話をさせていいただいて、そしてその資料について、これはまかりならんということでしたので、私

はそれで、これは返すということでしたのでお返しになりました。

そういう経過をたどって、それからさらに議会運営委員会を開かれ、そしてまた全員協議会が開かれて、4回にわたっていろいろと論議をさせていただきましたけれども、具体的内容については踏み込めぬまま、時間経過がした次第でございます。これについて、執行部が一方的にしたのかということについてはいろいろ論議もありまして、私のほうでも今さっき申し上げましたとおり、最善の方法であったかどうかについては、我々なりに反省する点もございます。そういうことを申し上げた次第でございますので、どうぞひとつ御理解をいただきたいと思います。

○津口議長 質問立ったら3回目の質問になりますので、次がありますから。

武末顧問。

○武末顧問 顧問の役割といたしますか、そのような質問だったと思いますので、規約の部分に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

10条に顧問という部分がございます、その3項の中に、顧問は水道事業の円滑な経営を図るため、企業長が諮問する事項について意見を述べ、または勧告することができる、このようになっております。したがって、この諮問に対しまして意見を述べ、あるいは勧告というこの範疇の中で、私どもの役割というものが決まっておりますので、その範囲内で企業長といろいろ話をするということになります。

以上でございます。

○津口議長 井上顧問。

○井上顧問 私からもお答えをさせていただきます。

今、具体的な中身については、武末顧問がお話しになったとおりでございます。

私としては、今江頭議員から、顧問として仲介の労をなぜとらなかったという話でございしますが、これは実はそこまで深刻に対立の様相を来しているということは、この新聞に載るまでよく存じ上げませんでした。確かに、いろんな御意見出るだろうということは想定はいたしておりました。そこで、勝手に私どもが中に入ってきたときに、仲介の労に入ってきたときに、これは一つ間違えると議会に対する介入じゃないかというふうな御指摘も受けかねません。

それで先ほどから、私どもは議員定数のことについてのみお答えしようと思っただけですけども、報酬も含めて、今回の混乱についての顧問の考えをというふうに私は解釈をいたしましたので、それなりに自分の思いを語らせていただきますと、今回こういう事態になって、何度も企業長は、方向性の問題は別にしてプロセスとか手続の問題、タイミングの問題では問題があったかもわからんということで、きちっとそこは認めておられるわ

けです。

そういう状況の中で、私は今回1つの動きが目に入りました。それはたしか2月4日、議会の前日の日でございますけども、ある町議の方の言葉を耳にいたしました。それは、いよいよあしたから水道企業団議会が始まると。しっかりと町民に説明責任を果たしていくんだということでございました。説明責任、これは議員にとって一番大切なことだというブログでございました。はあ、しっかりした意識を持った議員がおられるなということを感じました。

さらに、津口議長を初め、議運の委員長である江頭議員らと一緒にいろんな話し合いをして、本来議会改革は議会でやっていくべきものだということで、今執行部からこういう案が出るとるけども、さらに自分たちで、議会の立場からもっと踏み込んだ提案をしていこうという話し合いもなされたということも聞きました。私は将来すばらしいことをこの皆さん方はお考えになったなど、議員主導でやっていこうという、そういう御意見でございます。これが私は一つの今回の混乱というんでしょうか、問題が生じた中から明るい光明だというふうに思っております。そういう意識の高い議員の皆さん方の声というものを、ぜひ私は反映していただきたいというふうに思っております。

ですから、今回那珂川町においては、選挙という一つの改選期を迎えます。できるだけ改選期を終わらせて、新年度に入りましたら早い時期に、この皆さん方の貴重な、さらに突っ込んだ議員提案というものをぜひお示しをしていただきたい。そのことによって、私は議員と執行部との緊張関係が高まりながら、よりよい方向が見出していけるのかなということを期待をいたしておるんです。その際には、私は企業長にも、職員の皆さん方にも、できるだけ資料の提供とか、議員の皆さん方が今後取り組みやすいような環境をつくっていただきたいというふうに思っております。そういうことを実施することが、その議員さんのブログの中にこういう言葉がありました。今回、本来議員主導でやっていかなきゃいけないことが行政主導になってしまった、執行部主導になってしまったと、まさに無念の言葉ですよ。残念な言葉で、江戸の恨みは長崎で打つって言葉でございました。一刻も早く議員提案をしていただいて、この恨みを晴らしていただきたいんです。やっぱり議会は議会で改革するんだなあという実績を示していただければ、私は水道料金を払っていただいております市民、町民の方々っていうのは、必ず理解されると思っておりますから、一つ前向きに、今までの過去のことはそれぞれ非を認めておられる点もあるわけですから、ぜひこれから前向きにやっていきましょうや。よろしく願いいたします。

○津口議長 江頭議員。

○江頭議員 3回目でございます。3問目、今度は最後でございます。

今、井上市長おっしゃいましたように、本当に議会改革つちゅうのは、やっぱり議会主導で前向きにやっていかないかんということでございます。本当、今おっしゃったとおりでございます。

そういうことで、この議会改革というか、議会改革をあわせてこの企業団の改革も、本当十二分にやっていかないかんという、あったのはいいんですけど、もう本当、例えばこれも蒸し返すわけじゃないんですけど、マスコミを使って、利用してやるような小汚い手段にしか見えんのですよ。

それから、もう本当、周りから見たら餓鬼のけんかっていう感じしか見られてないですよ。（傍聴人からの発言に対し）あなたが何言うとする。

○津口議長 静粛に。

○江頭議員 あなたどこの人ですか。出なさい。

（「野次、野次」と傍聴席から発言する者あり）

○津口議長 傍聴人に注意いたします。静粛にお願いします、議会中ですから。

江頭議員、質問を続けてください。

○江頭議員 要はですね、本当行政改革つちゅうのはやっていかないかん。しかし、（傍聴人からの発言に対し）何て。聞こえるんよ。

○津口議長 傍聴人に警告します。静かにしてください。今度やられたら退場を願います。静粛に。

じゃあどうぞ、発言してください。

○江頭議員 （傍聴人に対し）あなたもまじめにやっとするんやけど、おれも真剣にやっとする。

（「こっちも真剣に聞いている」と傍聴席から発言する者あり）

そんな感じじゃないじゃないですか。

（「もっと市民に向かって」と傍聴席から発言する者あり）

いやいや、そうですよ。

○津口議長 暫時休憩します。

〔傍聴人との口論に収拾がつかず暫時休憩となる〕

休憩 13時58分

再開 14時10分

○津口議長 では、休憩を閉じて再開いたします。

一般質問を続行いたします。

江頭大助議員。

○江頭議員 ちょっと熱くなりまして、頭が、大変失礼をいたしました。

本当、議会改革っちゅうのはもうやっていかないかんということでございます。先ほど井上市長もおっしゃったように、もう全くそのとおりでございます。我々、やはり住民の目線に立って物を言っとるわけでございます。そういうことで今後とも、これ企業長がおっしゃいますように、執行部、議会一体となってやっていただきたいというのが、私は今すべてでございます、この言葉が。本当、今までがやっぱりもうそういうふうになかった部分があったもんですから、そういうことでございますので、今後ともこの議会改革を押し進めてやっていただきたいと思います。我々も今度選挙がございます。選挙がございまして、この3期目勝ち上がって、ぜひまたこの水道企業団に参加したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○津口議長 これで江頭議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第1号から議案第7号を一括議題とします。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号から議案第7号を一括議題とします。

1名の方から討論の通告がっております。

発言を許可いたします。

1番藤井議員。

○藤井議員 1番、春日市選出藤井俊雄であります。第2号議案の採決に当たり、賛成の立場から討論をいたします。

第2号議案、企業団議員の報酬削減及び期末手当の廃止については、先ほどの村山議員の一般質問にもあったとおり、本来は議会みずからが議論をし、議員提案として結論を出すべきところ、今回は最終的に企業団、執行部提案として採決に至ったことについて、議会の一員として大いに反省をいたしております。

この議案については12月8日の議会運営委員会で、企業団執行部からの議員定数の削減、報酬削減、期末手当の廃止の意向表明を受け、議会は1月15日と28日の2回の全員協議会を開催したのみの議論であり、本日に至るまで時間的余裕がなく、定数や削減額等の

検討をするまでに至らなかったことはまことに遺憾であります。

また、執行部説明が、この提案に至る過程や削減数、削減額の判断基準が明確でなく、全員協議会の皆様の意見として、本来この議案は議会が議論し提案すべきものであり、議会の意向に反した執行部提案は行き過ぎであるなど、激しい議論や異論があったのも事実であります。

しかしながら、長年続いている現状の報酬額等は、到底市民及び利用者の理解を得られるものではありませんので、議会としても今回は執行部案をまず賛成した上で、本年度示された企業団の行政改革プランについては、市民、利用者の代弁者として、内容やスケジュールを十分にチェックしてまいる所存であります。

また、先ほどの一般質問の企業長答弁にもあったように、執行部にはこれから企業団執行部と議会が目的を共有し、協調、連携することが重要であるととらえていただき、また十分に認識していただき、議会としても新年度からは那珂川町の新たな議員の方々と、私ども春日市選出の議員が一丸となり、利用者へ安全・安心、安価な水道水を継続的に供給するため、水道企業団議会として行政改革特別委員会をつくるなど、さらなる企業団の改革を実現すべく決意を新たにすることを表明し、賛成討論といたします。

以上です。

○津口議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

津留議員。

○津留議員 5番、那珂川町選出の津留渉でございます。私は、議案第3号について反対討論を行います。これは、春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これについての反対討論でございます。

水道企業団企業長の給与を月額66万円から2万円削減し、64万円とする議案でございますが、本年を水道企業団の行財政改革元年として位置づけ、今後改革を行っていく上で、トップである企業長の給与をたった2万円程度の減額では、余りにも腰砕けと申しますか、部下の方々にもお示しがつかないのではないかというふうに私は思います。本気で行財政改革に取り組むということであれば、せめて10%、20%、さらには退職手当も必要ないという企業団トップとしての心意気を見せてこそ、春日市民、那珂川町民の御理解を得られるのではないのでしょうか。この程度の削減では、トップとして本気に行革に取り組む姿勢なのか、私は甚だ疑問でございます。よって、この第3号議案に対しては物足りないという思いから、私は反対をいたします。

以上でございます。

○津口議長 ほかに討論はございませんか。

ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津口議長 討論なしと認めます。

議案第1号から議案第7号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号平成20年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 全員賛成でございます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号春日那珂川水道企業団特別職の職員の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 全員賛成でございます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号春日那珂川水道企業団企業長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号春日那珂川水道企業団手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号春日那珂川水道企業団給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号平成21年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○津口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号春日那珂川水道企業団監査委員の選任について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○津口議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり同意されました。

以上で今次定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。

閉会 14時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年2月6日

春日那珂川水道企業団議会議長 津 口 勝 也

12番 後 藤 秀 記

1 番 藤 井 俊 雄